

第二十九号議案

江戸川区立ホテルシーサイド江戸川条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立ホテルシーサイド江戸川条例の一部を改正する条例
 江戸川区立ホテルシーサイド江戸川条例（平成元年十月江戸川区条例第四十二号）の一部を次のように改正する。
 別表を次のように改める。
 別表（第五条関係）

区分	利用料金		利用単位
	一般	子ども	
客室	二〇、五七〇円	九、七七〇円	一泊一人当たり
バンケットルーム	三、七〇〇円		一部屋三時間当たり

備考

- 一 一般とは中学生以上の者をいい、子どもとは四歳以上中学生未満の者をいう。
- 二 四歳未満の者の利用料金は、無料とする。ただし、寝具を利用する場合は、子ども扱いとする。
- 三 指定管理者があらかじめやむを得ないと認めた場合は、利用時間を延長して利用することができる。この場合の利用料金は、客室にあつては、一人一時間当たり二、〇六〇円、バンケットルームにあつては、一部屋一時間当たり一、五四〇円を上限とした額とする。

四 利用料金には、飲食料金は含まない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の江戸川区立ホテルシーサイド江戸川条例別表の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者については、なお従前の例による。

(説明)

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、利用料金の額に係る規定を改める必要があるもので、本案を提出いたします。